

産廃問題について

産廃問題につきましては、昨年末から市議会や区長会協議会、各地区の区長会などで報告してまいりましたので、その内容を市民の皆様にご報告いたします。

産廃問題の正しい理解と正確な情報を知っていただくために、これまでの経緯と、一部変更協定書の締結に関する内容、その遵守について掲載いたします。

●産廃問題の経緯

産廃問題につきましては、九州産廃（株）（以下、「会社」と言います。）が昭和56年に菊池市原地区で産業廃棄物の処理を開始して以来、住民の大規模な反対運動や裁判闘争など早期撤退に向けた活動が行われてきました。

そこで、平成10年11月17日に市と会社との間で「環境保全協定書」を締結し、最終処分場における埋立処分の期間は、協定締結後20年間となり、平成30年度をもって終了することになっておりました。

しかしながら、環境保全協定書では、平成30年の処分場閉鎖に係る諸事項（移転先、撤去もしくは移転費用および補償）について、市と県が会社の意思を尊重して、誠意をもって対応することになっており、産業廃棄物の最終処分場という特殊性から、市や県が移転先を確保することは困難であり、

現実的には20年後に埋め立て処分が終了することを約束できるものではありませんでした。

その後、会社の処分場増設計画を契機に、1日も早く処分場が無くなるようにとの市民の願いから、産廃問題の早期解決に向けた協議を開始しました。平成19年3月28日には最終処分の期間を4年間短縮する環境保全協定書の一部変更協定書の締結を行い、菊池市内における最終処分場の埋立・操業を終了するとともに、期間短縮や営業廃止について補償すること、産廃問題の早期解決がなされたところ です。

●一部変更協定書の締結に関する内容

期間短縮に関する協定書の一部変更について協議を進める中で、平成18年6月23日に会社から「産廃問題の早期解決に対する会社の解決条件」を、市および県に対し

要求されたところです。

その主な内容としましては、

- ① 拡張施設の埋立期間を使用前検査後7年間とし、期間満了時に埋立残容量が出た場合の処理できる特例を認めること。
 - ② 拡張の処分場建設場所を、計画どおり旧田崎牧場跡地とする。
 - ③ 補償金は、短縮期間と終了後の転職に必要とする期間の7年間とすること。
 - ④ 拡張計画に伴う農振除外の許可、および管理型施設許可を早期に承認すること。
 - ⑤ 期間短縮に伴う会社の健全な運営の存続を図るための解決条件として、補償的な代替業務として委託できる事業を示すこと。
- などが提示され、協議を重ね解決に努めてきたところです。

また、平成18年8月11日には、市、県、会社の三者による環境保全協議会で、期間短縮に向けた「合

期や方法などについては、今後協議する。

(4) 会社が農振除外を申請した農用地については、地元水迫地区環境保全協議会および四者協議で会社の土地利用計画に理解が得られれば、市は農振除外の手続きを行う。

以上が合意事項ですが、特に農振除外につきましては、会社が期間短縮の変更協定を結ぶという点とで、地元の同意や農振協議会の承認を得て、平成19年2月15日に許可されました。

また、拡張施設設置許可は熊本県より平成19年2月6日に出ています。

補償金についても、短縮期間と終了後の転職に必要とする期間の7年間とした算定額で、市議会に議決をお願いし、約12億6百万の債務負担行為が決定しております。

このように、会社からの解決条件に対し、住民の皆様や議会のご理解・ご協力を得ながら、市や県は誠意をもって協議し対処してまいりました。そして、無事、期間短縮の一部変更協定書が締結できました。

●一部変更協定書の遵守について

市と会社との環境保全協定書の

一部変更協定書の締結に際して、会社からの解決条件とされた業務委託について、新聞に掲載されたことについてご説明いたします。

前述の会社からの解決条件として要求されました各種項目の1つであります5番目の事項については、市は、産廃問題の早期解決を図るため、期間短縮の一部変更協定書を締結しなければならぬと考えており、そのためには市民の皆様のご理解とご協力はもちろんのこと、会社との信頼関係も築きながら、市は誠意をもって努力するという姿勢のもと市と会社との協議を数多く行ってまいりました。

また、平成19年2月19日に、再度「産廃問題の早期解決に伴う市および県に対する条件について」として、会社から13項目の条件提示がございました。

市としましては、現在の埋立最終処分場の排水を溶融キルン式焼却炉で処理していることから、健全な運営の存続と最終処分場の管理のためにも溶融キルン式焼却炉で可燃ゴミの処理をする必要があることを配慮しながらも、会社から提示されたすべての事業を委託することは非常に厳しい状況であることを協議する中で説明してきたところ です。

そこで、今回の会社からの解決

条件とされる代替業務は、廃棄物の処理という特殊な事業であることから、当時の各種事務事業計画と照らし合わせながら、委託事業については、法を逸脱しての委託はできないこと。計画変更や社会情勢の変化などで委託できなくなることと予想されることから、会社も経営努力をしていただくことをお願いし、「会社との信頼関係を築くための市の努力目標である」として会社には回答しております。また、会社も了解していた

だけ押印されています。さらに、市は、可能な限り努力してきたところ です。

ところが、昨年の11月に突然、会社から、解決条件として市が回答した13項目の一つである泗水地区の可燃ごみの処理業務委託が、平成20年度から実施されていないという点で、「市は約束を守っていない」と水迫区長会へ報告され、市が約束を守らないのであれば、期間短縮の一部変更協定を「破棄する」との発言がありました。

このことについては、平成20年10月20日に開催した市、県、会社との三者協議や同11月7日の市、会社との二者協議でも協議をしており、市からは、「会社からの解決条件は法を逸脱しない範囲で誠意をもって努力している」として

意事項」が確認され、市民の皆様や議会に下記のとおり報告したところです。

(1) 会社の管理型及び安定型最終処分場（以下「最終処分場」という。）の操業期間は、平成10年11月17日に締結した環境保全協定書第13条に定める最終処分場の埋立期間を4年間短縮し、菊池市内における最終処分場は終了する。

ただし、平成27年3月31日までに残務整理に必要な期間とする。

なお、埋立開始は、県の使用前検査後とする。

最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、会社の中間処理に伴い排出される廃棄物のほか、市長が特に必要であると認めた一般廃棄物については協議のうえ埋立ができるものとす

(2) 会社は、旧田崎牧場で最終処分場の一部拡張を行うこととし、新たな管理型最終処分場の埋立計画容量は、平成18年2月3日付けで会社が県に提出した許可申請に基づく許可容量とする。

(3) 補償は、最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分を合わせた期間分とし、県と市がそれぞれ負担する。

補償額および補償額の支払い時

なお、泗水地区の可燃ごみの処理業務委託については、平成20年3月28日に平成20年度からは委託できない理由などを回答しており、現行のまま処理することとしています。

会社からは、この解決条件の代替業務の履行が一部変更協定書締結のすべてであると言われていますが、市は、解決条件の一部であり、合意事項に基づき農振除外の許可や補償金の算定、埋め立て期間の確定など多くの解決条件を、市民の皆様や議会のご理解とご協力でクリアしてきたと考えております。

平成21年1月22日には、市、県、会社、そして市民の代表である区長会での四者協議を開催し、これまでの経緯を説明したところでございます。その場で会社から「協定書を破棄する」との発言があり、後日「一部変更協定書の白紙撤回」の通知がありました。しかし、市としましては、協定書の重みや市民の早期解決への思いから、「協定書の破棄には応じない」としており、その旨を通知しております。

このようなことから、産廃問題に対する不安が再発しないためにも、市民の皆様へ経緯を報告するものです。

問い合わせ先 環境課